

地方揮発油税法

昭和30年 7月30日 法律 第104号

所得税法等の一部を改正する法律

平成21年 3月31日 法律 第13号

改正前	改正後
- 題名 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
地方道路税法	地方揮発油税法
- 公布文 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
地方道路税法をここに公布する。	地方道路税法をここに公布する。
- 本則 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
<p>(課税目的及び課税物件) 第一条 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。</p>	<p>(課税目的及び課税物件) 第一条 都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対し、削除財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方揮発油税を課する。</p>
- 本則 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
<p>(課税標準) 第三条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。</p>	<p>(課税標準) 第三条 地方揮発油税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。</p>
- 本則 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
<p>(税率) 第四条 地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。</p>	<p>(税率) 第四条 地方揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。</p>
- 本則 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
<p>(納税義務者) 第五条 揮発油の製造者（揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項（同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、その揮発油の製造場（揮発油税法第五条第五項、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、揮発油税</p>	<p>(納税義務者) 第五条 揮発油の製造者（揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項（同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、その揮発油の製造場（揮発油税法第五条第五項、第十四条第六項、第十四条の二第五項又は第十六条の三第七項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、揮発油税</p>

法第四条の規定により揮発油の製造場でない保税地域とみなされる揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とし、同法第十六条の三第七項の規定の適用がある場合には、その譲り渡される揮発油とする。)につき、**地方道路税**を納める義務がある。

2 揮発油を保税地域(揮発油税法第四条の規定により保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油)につき、**地方道路税**を納める義務がある。

法第四条の規定により揮発油の製造場でない保税地域とみなされる揮発油の製造場を除く。以下同じ。)から移出した揮発油(揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油とし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価される揮発油とし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する揮発油とし、同法第十六条の三第七項の規定の適用がある場合には、その譲り渡される揮発油とする。)につき、**地方揮発油税**を納める義務がある。

2 揮発油を保税地域(揮発油税法第四条の規定により保税地域に該当しない揮発油の製造場とみなされるものを除く。)から引き取る者(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。)は、その引き取る揮発油(揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油)につき、**地方揮発油税**を納める義務がある。

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

(未納税移出等)

第六条 揮発油税法第十四条第一項、第十四条の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項本文の規定により揮発油税を免除するときは、当該免除に係る揮発油に係る**地方道路税**を免除する。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四条の二第七項、第十六条の三第六項本文(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。)又は第十六条の四第三項本文の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を引き取った者又は移入した者から**地方道路税**を徴収する。

(未納税移出等)

第六条 揮発油税法第十四条第一項、第十四条の二第一項本文、第十五条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項本文の規定により揮発油税を免除するときは、当該免除に係る揮発油に係る**地方揮発油税**を免除する。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四条の二第七項、第十六条の三第六項本文(同法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。)又は第十六条の四第三項本文の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を引き取った者又は移入した者から**地方揮発油税**を徴収する。

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

(申告及び納付等)

第七条 **地方道路税**は、揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2 **地方道路税**及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する税額の**地方道路税**及び二百八十七分の二百四十三に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(申告及び納付等)

第七条 **地方揮発油税**は、揮発油税の申告にあわせて申告して納付し、又は揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

2 **地方揮発油税**及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する税額の**地方揮発油税**及び二百八十七分の二百四十三に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

(担保の提供)

第八条 揮発油税法第十三条の規定による担保を提

(担保の提供)

第八条 揮発油税法第十三条の規定による担保を提

<p>供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。</p> <p>2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十八条の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。</p> <p>3 揮発油税法第十八条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。</p>	<p>供する者は、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。</p> <p>2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、揮発油税法第十八条の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、地方揮発油税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。</p> <p>3 揮発油税法第十八条第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(戻入りの場合の地方道路税の控除等)</p> <p>第九条 揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。</p> <p>2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方道路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十四に相当する地方道路税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。</p> <p>3 揮発油税法第十七条第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。</p>	<p>(戻入りの場合の地方揮発油税の控除等)</p> <p>第九条 揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方揮発油税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。</p> <p>2 前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方揮発油税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の二百八十七分の四十四に相当する地方揮発油税額に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。</p> <p>3 揮発油税法第十七条第五項及び第八項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。</p>
--	--

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(延滞税)</p> <p>第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方道路税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。</p> <p>2 第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。</p>	<p>(延滞税)</p> <p>第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定により地方揮発油税及び揮発油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る地方揮発油税額及び揮発油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき地方揮発油税に係る延滞税の額及び揮発油税に係る延滞税の額とする。</p> <p>2 第七条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。</p>
---	--

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(過少申告加算税又は無申告加算税)</p> <p>第十一条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定</p>	<p>(過少申告加算税又は無申告加算税)</p> <p>第十一条 前条第一項の規定は、国税通則法の規定</p>
--	--

<p>により 地方道路税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。</p> <p>2 第七条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。</p>	<p>により 地方揮発油税及び揮発油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。</p> <p>2 第七条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。</p>
---	--

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(還付及び充当)</p> <p>第十二条 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。</p> <p>2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに国税通則法の規定による還付加算金を未納の 地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する 地方道路税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する未納の 地方道路税及び二百八十七分の二百四十三に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。</p>	<p>(還付及び充当)</p> <p>第十二条 地方揮発油税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。</p> <p>2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び過誤納に係る滞納処分費並びに国税通則法の規定による還付加算金を未納の 地方揮発油税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する 地方揮発油税の過誤納金及び二百八十七分の二百四十三に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の二百八十七分の四十四に相当する未納の 地方揮発油税及び二百八十七分の二百四十三に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(還付加算金)</p> <p>第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による 地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額又は 地方道路税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により加算すべき 地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。</p> <p>2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。</p>	<p>(還付加算金)</p> <p>第十三条 国税通則法の規定により還付加算金を、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による 地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額又は 地方揮発油税及び揮発油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の二百八十七分の四十四に相当する金額及び二百八十七分の二百四十三に相当する金額を、それぞれ同法の規定により加算すべき 地方揮発油税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とする。</p> <p>2 地方揮発油税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。</p>
---	---

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

<p>(端数計算)</p> <p>第十四条 地方道路税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第十四条 地方揮発油税及び揮発油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規</p>
--	--

する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

定する還付金等の金額を計算する場合において、端数計算に関する国税通則法の規定を適用するときは、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、**地方道路税**に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。
- 三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最少限度の分量の見本を採取すること。
- 四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、**地方道路税**に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(当該職員の権限)

第十四条の二 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、**地方揮発油税**に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。
- 三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最少限度の分量の見本を採取すること。
- 四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、**地方揮発油税**に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条第一項若しくは第二項又は第七条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 本則 -

施行日：平成21年 4月 1日

(罰則)

第十五条 次の各号の**一**に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により **地方道路税を免**

(罰則)

第十五条 次の各号の**いずれかに**該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により **地方揮発油税を**

<p>かれ、又は免かれようとした者 二 偽りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者</p> <p>2 前項の犯罪に係る揮発油に 対する地方道路税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を こえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を こえ当該地方道路税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。</p>	<p>免れ、又は免れようとした者 二 偽りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者</p> <p>2 前項の犯罪に係る揮発油に 対する地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を 超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を 超え当該地方揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。</p>
---	--

- 改正法・附則・題名- ～平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

附 則（平成二一・三・三一法一三）抄

- 改正法・附則- ～平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。〔後略〕

- 改正法・附則- ～平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(地方道路税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。
2 施行日前に第四条の規定による改正前の地方道路税法（以下この条において「地方道路税法」という。）第六条第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油（地方道路税法第二条第一項に規定する揮発油（租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含む。）をいう。以下この条、附則第六十八条第二項、第七十三条、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第八十六条第二項、第八十八条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第九十四条において同じ。）は、施行日以後に第四条の規定による改正後の地方揮発油税法（以下この条において「地方揮発油税法」という。）第六条第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。
3 地方道路税法第八条第二項の規定により提供された担保は、地方揮発油税法第八条第二項の規定により提供された担保とみなす。
4 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出し、又は他の揮発油の製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた揮発油を、当該製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方

揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

5 施行日前に揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を、その製造を廃止した後当該製造場であった場所に戻し入れた場合において、施行日以後に当該揮発油につき地方揮発油税法第九条第一項の規定による控除又は還付を受けるときは、同項及び同条第二項中「地方揮発油税額」とあるのは、「地方道路税額」として、これらの規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(地方道路税の特例に関する経過措置)

第六十八条 施行日前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に新租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、新租税特別措置法第八十九条の二第四項、第八十九条の三第五項（新租税特別措置法第八十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条の四第二項において準用する揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十四条の二第七項、新租税特別措置法第九十条第五項（新租税特別措置法第九十条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項の規定を適用する。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 改正法・附則- ～ 平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し

必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

- 改正法・附則- ～平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

第百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

- 改正法・附則- ～平成21年 3月31日 法律 第13号～

施行日：平成21年 4月 1日

◆追加◆

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
- 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対応等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
- 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
- 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
- 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。